

横須賀・三浦二次保健医療圏における病院等の開設等に係る事前協議について

1 提案説明

既存病床数の算定をしたところ、令和4年4月1日現在、横須賀・三浦二次保健医療圏において、次のとおり既存病床数が基準病床数を下回っていることから、「病院等の開設等に関する指導要綱」第4条の規定により、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否か等について、ご意見を伺うものである。

二次保健医療圏	基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	差引 (B-A)
横須賀・三浦	5,307	5,096	△211

2 協議事項

(1) 事前協議の実施の可否

- ア 基準病床数を下回る 221 床の事前協議を実施する。
- イ 事前協議を見送る。

(2) 事前協議を実施とした場合の条件

(参考) ※令和3年度の公募条件

- ア 横須賀・三浦二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。
- イ 新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提として、ゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合とする。

3 スケジュール

○三浦半島地区保健医療福祉推進会議

- 令和4年9月8日 事前協議の実施可否、公募条件等の議論
- (10月～11月 事前協議の申出受付)
- 令和5年1月～2月 事前協議の申出を審議

○県保健医療計画推進会議

- 令和4年9月～10月 事前協議の実施決定
- 令和5年2月～3月 開設予定者へ決定